

令和元年6月18日現在

機関番号：37104

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16980

研究課題名(和文) 集団訴訟の伝播に関する政治学的研究：水俣病訴訟を起点として

研究課題名(英文) Collective Action Lawsuits and Policymaking Process in Japan

研究代表者

土肥 勲嗣(Doi, Kunji)

久留米大学・法学部・講師

研究者番号：00507973

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、欧米圏の理論枠組みを手掛かりとして、日本における集団訴訟の政治過程分析をおこなった。その結果、第1に、「集合行為の伝播」という概念に着目し、文献調査および面接調査によって、水俣病訴訟とその後の川辺川利水訴訟、ハンセン病違憲国賠訴訟、よみがえれ！有明訴訟との関連性を明らかにすることができた。第2に、戦後日本において提起された集団訴訟の類型化を試み、集団訴訟が政策に与える影響について分析をおこなった結果、事例によっては集団訴訟が政策過程において著しい影響を与えていることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国家と社会における紛争の解決を求めて裁判所に提起されている集団訴訟は戦後の日本において少なくない。本研究は、従来の政治学の対象として注目されてこなかった戦後日本で提起された過去の集団行為を分析の対象としているが、そこから導き出される集合行為の知見は、過去の現象を説明するのに役立つだけでなく、同じ政治体制下において現在起きている、さらには近い将来起こりうる集合行為の不確実性を可視化させ、予見可能性を高めることに寄与しているものである。

研究成果の概要(英文)：The research found the relationship among four collective action lawsuits against governments in Kyushu area: Minamata disease, Kawabe river dam, Hansen's disease, and Ariake Sea project trials. There are common factors among these cases. This research also found that citizens' judicial actions could activate the court's function, and that some collective action lawsuits played a critical role in the Japanese policy-making process in the last few decades: pollutions, drug-induced sufferings etc. Presence of judicial process and court rulings increased political and social life, and contributed to resolve the state-society conflicts in Japan.

研究分野：現代日本政治

キーワード：司法政治 集団訴訟 政治の司法化 集合行為の伝播 水俣病訴訟 川辺川利水訴訟 ハンセン病違憲国賠訴訟

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

(1) 集団訴訟に関する実証的、理論的な研究は欧米圏においてこれまでである一定の蓄積があるが、日本で提起された集団訴訟現象を一般化し政治過程論的に分析した研究は、管見の限り、見当たらない。法と政治、社会を越境するような考察が十分なされていないというのが国内の学術動向である。

(2) 1995年の水俣病の「政治解決」後、水俣病訴訟に関わった弁護士および支援者は、川辺川利水訴訟、ハンセン病違憲国賠訴訟、よみがえれ！有明訴訟への関わり深めていることが確認できる。九州で提起されたこれらの集団訴訟群には、水俣病訴訟の弁護士および支援者の人的ネットワークの関わりがあるだけでなく、紛争解決の方法、集合行為のあり方等に共通する特徴が見受けられた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、欧米圏の理論枠組みを手掛かりに、日本において集団訴訟が政治過程に影響を与える現象をモデル化し、新たに政治過程論のなかに位置づけることにある。より具体的には米国を中心とする欧米圏の社会科学的研究を手掛かりに集団訴訟の理論枠組みを構築した上で、水俣病訴訟、川辺川利水訴訟、ハンセン病違憲国賠訴訟、よみがえれ！有明訴訟を分析対象として、文献調査および面接調査によって集団訴訟間の関連を解明し、理論的アプローチと実証的アプローチを統合した集団訴訟モデルを構築する。

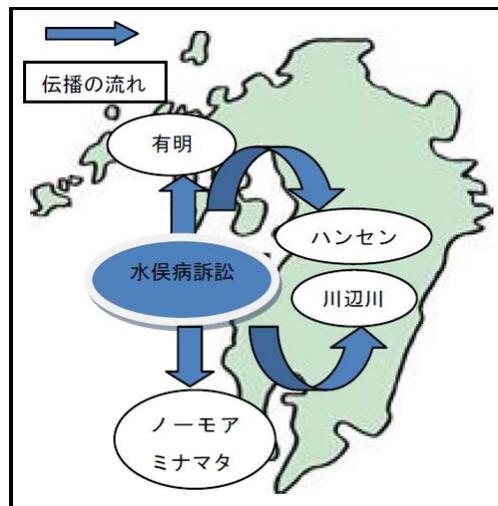
3. 研究の方法

本研究では、日本における集団訴訟現象のモデルを構築し、新たに政治過程論のなかに位置付けるために、下記の調査研究を実施する。①国内外の集団訴訟に関連する文献を収集・解釈し、作業仮説および対抗仮説を構築する。②水俣病訴訟、川辺川利水訴訟、ハンセン病国賠訴訟、よみがえれ！有明訴訟を含む日本における集団訴訟の文献資料を収集し、共通する特徴を抽出する。③上記の事例群の関係者への面接調査を実施する。④面接調査のデータを基にして、集団訴訟現象をモデル化する。⑤以上の研究成果を国内外の学会で報告する。

4. 研究成果

(1) 平成27年度に実施した研究の主な成果は次の2点である。第1に、従来、政治学においてあまり注目されてこなかった集団訴訟に着目し、欧米圏の理論枠組みを手掛かりとして、集団訴訟が裁判をとおして政治過程に影響を与えている現象を実証的に検討した。より具体的には、九州で提起された集団訴訟群の関連を、「集合行為の伝播 (diffusion)」という概念を手掛かりに分析し、水俣病訴訟との関連に着目して、資料解釈および面接調査に基づき考察をおこなった。その結果、川辺川利水訴訟、ハンセン病違憲国賠訴訟について、水俣病訴訟との関連があることを確認することができた(図1)。なお、以上の研究成果の一部は、韓国翰林大学で開催された国際学術大会において「裁判で政治を変える：集団訴訟の政治学的研究」と題する報告をおこなった。第2に、本研究の分析対象のひとつとして選択したハンセン病違憲国賠訴訟に関する資料解釈および面接調査を実施した結果、次の2点が明らかとなった。ひとつは、ハンセン病違憲国賠訴訟は、水俣病訴訟との関連がある一方で、薬害エイズ訴訟との関連に着目すべき必要があること。いまひとつは、ハンセン病違憲国賠訴訟と韓国・台湾ハンセン病訴訟は密接な関連があることが明らかになった。なお、以上の研究成果の一部は、東アジア学会において「集団訴訟の伝播に関する政治学的研究：韓国・台湾ハンセン病訴訟を事例として」と題する報告をおこなった。

図1 九州における「集団訴訟の伝播」の流れ



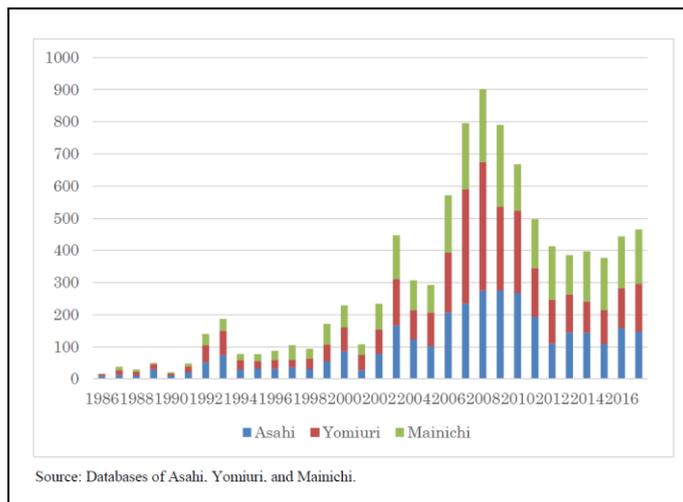
(2) 平成28年度に実施した研究の主な成果は次の3点である。第1に、前年度に引き続き、日本の集団訴訟の分析枠組を構築する手がかりとして、欧米圏における司法政治に関連する文献の収集および解釈に従事した。また国内における集団訴訟に関連する資料の収集および解釈に従事した。第2に、ハンセン病違憲国賠訴訟を中心として集団訴訟間の関連を解明する作業に従事した。水俣病訴訟を起点として集団訴訟という集合行為が伝播していく過程を解明するために、水俣病訴訟、薬害エイズ訴訟、ハンセン病違憲国賠訴訟、ソロクト・楽生院訴訟について弁護士が果たした役割について資料収集および解釈をおこなった。以上の研究成果の一部である、ハンセン病違憲国賠訴訟とソロクト・楽生院訴訟において日本の弁護士と韓国の弁護

団が果たした役割についての分析結果は、“Collective Action and Transnational Diffusion in Northeast Asia”と題して、2016年7月にポーランドのポズナンで開催された第24回世界政治学会(The IPSA World Congress of Political Science)において報告をおこなった。第3に、水俣病訴訟と川辺川利水訴訟の関連を解明する作業に従事した。すわなち、2つの集団訴訟の関係者の面接調査および地方紙の関連資料の解釈によって、原告団、弁護団、住民団体、市民団体、首長、メディアが川辺川ダム問題をめぐる政治過程において果たした役割の解明をおこなった。以上の研究成果の一部は、「なぜ迷惑施設は回避されたのか：川辺川ダム建設をめぐる政治過程」と題して日本政治学会において発表をおこなった。

(3) 平成29年度は、主に日本における「政治の司法化(judicialization of politics)」について理論的検討をおこなった。「政治の司法化」をめぐる研究は、1990年代において欧米圏を中心に展開されていたが、2000年代以降、アジア諸国の比較研究が盛んとなり、その成果が発表されるようになった(玉田芳史編2017)。

日本における「政治の司法化」については、最高裁判所を主な分析の対象として、司法の役割を消極的に評価する法律学的な研究がなされており、集団訴訟を政治過程論的に明らかにする調査研究は十分なされていない。このような研究状況を踏まえ、戦後日本における集団訴訟の統計的な調査に着手し、全国紙の新聞記事のデータベースを手掛かりに、集団訴訟の類型化をおこなった。その結果、1990年代以降、集団訴訟の件数は増加しており、事例によっては政策過程において影響力を有した集団訴訟が増加していることが明らかになった(図2)。

図2 新聞記事にみる「集団訴訟」の記事件数の推移



(4) 平成30年度は、前年度に引き続き、1985年から2018年に提起された集団訴訟の類型化を試み、日本における「政治の司法化(judicialization of politics)」の政治過程分析、すなわち集団訴訟が政策に与える影響について分析をおこなった。その結果、事例によっては政策過程において著しい影響を与えていることが明らかになった。以上の研究成果の一部は、2018年7月にオーストラリアのブリスベンで開催された第25回世界政治学会(The IPSA World Congress of Political Science)において“Collective Action Lawsuits and Policymaking Process in Japan”(「日本における集団訴訟と政策形成」)というタイトルの報告をおこなった。

(5) 国家と社会における紛争の解決を求めて裁判所に提起されている集団訴訟は日本において少なくない。本研究は、戦後日本で提起された過去の集団行為を分析の対象としているが、そこから導き出される集合行為の知見は、過去の現象を説明するのに役立つだけでなく、同じ政治体制下において現在起きている、さらには近い将来起こりうる集合行為の不確実性を可視化させ、予見可能性を高めることに寄与するであろう。本研究の成果のひとつとして、事例によっては、集団訴訟が政策過程において著しい影響力を有していることが明らかになった。本研究の成果を踏まえた今後の調査研究の展望は次のような方向性が考えられる。第1に、政策過程に影響力を有する集団訴訟の実証的な事例研究である。第2に、政策過程に影響力を有する集団訴訟群の共通点を解明する事例間比較研究である。第3に、日本の集団訴訟と諸外国の集団訴訟の比較研究である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 1 件）

- ① 土肥 勲嗣、川辺川ダム建設をめぐる政治過程、九州法学会会報、査読無、2017 年、38-41 頁、https://doi.org/10.20661/kla.2016.0_38

〔学会発表〕（計 6 件）

- ① Doi Kunji, Collective Action Lawsuits and Policymaking Process in Japan, 25th World Congress of Political Science, 2018
- ② 土肥 勲嗣、なぜ迷惑施設は回避されたのか：川辺川ダム建設をめぐる政治過程、日本政治学会、2016 年
- ③ Doi Kunji, Collective Action and Transnational Diffusion in Northeast Asia, 24th World Congress of Political Science, 2016
- ④ 土肥 勲嗣、川辺川ダム建設をめぐる政治過程、九州法学会、2016 年
- ⑤ 土肥 勲嗣、集団訴訟の伝播に関する政治学的研究：韓国・台湾ハンセン病訴訟を事例として、東アジア学会第 25 回大会、2015 年
- ⑥ 土肥 勲嗣、裁判で政治を変える：集団訴訟の政治学的研究、韓国日本研究団体第 4 回国際学術大会（韓国日本学会第 91 回学術大会）（招待講演）、2015 年

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。